

武蔵野市三鷹駅北口街づくりビジョン改定委員会設置条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市三鷹駅北口街づくりビジョン改定委員会設置条例

(設置)

第1条 三鷹駅北口における街づくりの方向性及びその実現に向けた取組を示す三鷹駅北口街づくりビジョン（平成29年5月策定）の改定に関する事項について調査し、及び審議するため、武蔵野市三鷹駅北口街づくりビジョン改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 改定委員会は、市長の諮問に応じ、三鷹駅北口街づくりビジョンの改定に関する事項を調査し、審議し、及び答申する。

(組織)

第3条 改定委員会は、次に掲げる委員10人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 三鷹駅北口周辺のまちづくりに関係する者
- (3) 公募による市民
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 改定委員会の委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から第2条の規定による答申の日までとする。

(専門部会)

第5条 市長は、必要に応じて改定委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 第3条の委員のうちから市長が指名する者
- (2) 専門部会における調査及び審議のため市長が必要と認め、委嘱し、又は任命する者

(守秘義務)

第6条 委員（第3条の委員及び前条第2項第2号の規定により委嘱し、又は任命した委員をいう。次条において同じ。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、改定委員会の運営に関し必要な事項

は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 2 武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明								
(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。 (1)から(32)まで （略） (33)から(69)まで （略） 別表第2（第3条関係） 日額で定める報酬額 <table><tr><th>職名</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>財産価格審議会の委員から 建築審査会の委員まで （略）</td><td></td></tr></table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から 建築審査会の委員まで （略）		(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。 (1)から(32)まで （略） <u>(32)の2 三鷹駅北口街づくり ビジョン改定委員会の委員</u> (33)から(69)まで （略） 別表第2（第3条関係） 日額で定める報酬額 <table><tr><th>職名</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>財産価格審議会の委員から 建築審査会の委員まで （略）</td><td></td></tr></table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から 建築審査会の委員まで （略）		号の追加
職名	報酬額									
財産価格審議会の委員から 建築審査会の委員まで （略）										
職名	報酬額									
財産価格審議会の委員から 建築審査会の委員まで （略）										

	<table><tr><td><u>三鷹駅北口</u></td><td>// 12,000円</td></tr><tr><td><u>街づくりビ</u></td><td></td></tr><tr><td><u>ジョン改定</u></td><td></td></tr><tr><td><u>委員会の委</u></td><td></td></tr><tr><td><u>員</u></td><td></td></tr></table>	<u>三鷹駅北口</u>	// 12,000円	<u>街づくりビ</u>		<u>ジョン改定</u>		<u>委員会の委</u>		<u>員</u>		項の追加
<u>三鷹駅北口</u>	// 12,000円											
<u>街づくりビ</u>												
<u>ジョン改定</u>												
<u>委員会の委</u>												
<u>員</u>												
空家等適正管理審議会の委員から選挙立会人まで（略）	空家等適正管理審議会の委員から選挙立会人まで（略）											
備考（略）	備考（略）											

（提案理由）

三鷹駅北口街づくりビジョンの改定を行うため、調査及び審議を行う附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、武蔵野市三鷹駅北口街づくりビジョン改定委員会を設置し、必要な事項を定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。